

○農林水産省告示第五百五十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十七条第五号の表の規定に基づき、同表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項及びプラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める基準は、単一の骨格材として柱及びはりを使用されている鋼材又はアルミ材の断面係数が、いずれも一・三一立方センチメートル以上であることとする。

2 規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設は、耐風速五十メートル毎秒（過去の最大瞬間風速が五十メートル毎秒未満の地域においては、当該地域における過去

の最大瞬間風速。次項において同じ。）以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有する施設とする。

3 規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅤ類の項の農林水産大臣が定める基準は、耐風速五十メートル毎秒以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有しており、かつ、被覆材がビスで留められていることとする。

4 規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準は、骨格の主要部分のうち隅柱、周囲柱及び中つり柱が鋼線により接続されていることとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。